

資料提供

令和5年6月16日

少子化対策監室 子ども政策課長 谷野

TEL: 076-225-1446 (内線: 4180)

男性の育児休業取得支援アドバイザー派遣企業の募集について

男性の子育て参画を促進するため、企業等に対して、無料でアドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、具体の相談・助言を行い、男性の育児休業取得を支援します。

1 対象

石川県内の企業・団体等

2 募集期間

令和5年6月16日（金）～7月18日（火）

3 募集企業

10社

※応募多数の場合は、県で応募理由等により選考を行います。

4 支援内容

選定企業において、アドバイザーが具体の相談・助言を複数回（年4回程度）行い、男性育児休業取得のモデル事例を創出します。

※詳細は別添チラシ参照

5 募集方法

別添チラシに記載の2次元コードまたはホームページより申し込み

※上記方法が難しい場合は、メールまたはFAXでも申し込み可

6 費用

無料

7 申請・問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部少子化対策監室 結婚支援・ワークライフバランス推進グループ

TEL/076-225-1494 E-mail/wlb@pref.ishikawa.lg.jp



男性育休取得支援アドバイザー派遣事業

募集企業
10社

男性の育児休業取得を支援します！



昨年4月から施行となった「改正育児・介護休業法」。企業には、従業員への個別周知や意向確認が義務化され、今年の4月からは、一定規模以上の大企業を対象に、男性従業員の育休等取得状況を公表することが義務付けられるなど、男性の育休取得促進に向けた雇用環境の整備が必要です。男性の育休を促進することは、企業における人材確保や生産性向上、さらには企業のイメージ向上にもつながります。ぜひアドバイザー派遣をご活用下さい。

男性育休で会社を変える！アドバイザー（社会保険労務士）を**無料派遣**します。

お悩み
1

男性の育休取得を促進したいけど、社内風土や管理職の意識が変わらない

お悩み
2

男性の育休取得を促進するために、何から取り組めばよいか分からない

お悩み
3

男性の育休取得を契機に業務の見直し、働き方改革を推進したい

募集期間／2023年**6月16日(金)~7月18日(火)**

対象／石川県内の企業・団体等

スケジュール／7月下旬 募集企業決定

8月~1月 選定企業にアドバイザー派遣（年4回程度／1社）

※アドバイザー派遣により、男性育休取得が達成できた場合等は、別途県が作成する「男性育児休業マニュアル」に先進事例として記載する予定です。
※応募多数の場合は、県で応募理由等により選考を行います。

内容

無料でアドバイザー（社会保険労務士）が相談・助言を行い、早期の男性育休取得を目指す

申込方法

右の2次元コードまたはホームページよりお申込みください

石川県 男性育休アドバイザー



※左記方法が難しい場合は、裏面に必要事項を記入の上、お申込みください。

お問合せ先

石川県健康福祉部少子化対策監室 結婚支援・ワークライフバランス推進グループ
TEL:076-225-1494 FAX:076-225-1423 E-mail:wlb@pref.ishikawa.lg.jp



【メールまたは FAXでのお申し込みは、下記申込書を送付してください。】

メール wlb@pref.ishikawa.lg.jp

FAX 076-225-1423

申 込 書

お申込み日／令和 年 月 日

法人の概要を記入してください。			
フリガナ			
法人名	※株式会社等を省略せずに、正式な法人名を記入してください。		
フリガナ			
代表者名 (役職)			
所在地	(〒 -)		
設 立	年 (和 暦)	業 種	業
従 業 員 数	名		
男性育休取得歴の有無	回		
担当者連絡先	部署		
	氏名(フリガナ)	()	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		

下記の項目について、ご記入ください

【現状・課題】 ※男性育休取得に向けて困っていることや疑問・悩みなど、お書きください	
【応募理由】 ※男性育休取得を目指し、どのような会社になりたいか等、お書きください	

※応募多数の場合、応募理由等により選考させていただきます。

※ご入力いただいた個人情報は、本事業運営の目的以外に使用いたしません。